

景観形成推進方策検討部会の新規設置について

景観施策の戦略的な展開と進捗管理を行うため、本委員会に「景観形成推進方策検討部会」を設置し、今後の景観施策のあり方について検討を進める。

（１）検討事項

部会は、本市景観施策に関する次の事項を検討する。

- ① 景観形成推進方策の策定に関すること
- ② その他本市景観施策における施策の実施に関すること

（２）組織

都市景観委員会の委員で組織する。

（３）設置日

平成 29 年 10 月 1 日

（４）今後の予定

○平成 29 年度（部会 3 回程度）

- ・本市において「眺望景観」「夜間景観」の施策展開の対象となるエリア等の抽出を行うための基礎調査（視点場・視対象、夜間照明等）を行い、本市における「眺望景観」「夜間景観」の形成に取り組む目的、意義、公共の関わり方などについての検討を行う

○平成 30 年度以降

- ・平成 29 年度の調査検討を踏まえ、個別の眺望景観の保全方策や地域特性に応じた夜間景観の誘導方策のあり方について、中間とりまとめを行う
- ・中間とりまとめを踏まえ、個別の眺望景観の保全方策（案）や地域特性に応じた夜間景観の誘導方策（案）の検討を行う

(参考) 大阪市都市景観規則 (平成 29 年 5 月 11 日 規則 101)

第 21 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。